歴史からたどる漁業制度の変遷　その9

── 水産業協同組合法の成立 ──

主任研究員　田口さつき

1　漁協の根拠法の改訂へ

2018年12月８日未明に「漁業法等の一部を改正する等の法律案」が参議院で強行採決され、成立した。６月１日に基本構想である「水産政策の改革について」が公表されてから、わずか半年での成立であった。

これに伴い、漁業協同組合等の事業の執行体制の強化を図るためとして、水産業協同組合法（以下「水協法」）に「理事のうち一人以上は、水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有するものでなければならない」(注1)などの規定が入った。ただし、これは漁業者からの要望で行われたものでも、実態調査など現場を詳細に調べ変更の必要性が認められたものでもない。

奇しくも12月６日の参議院農林水産委員会の参考人質疑で赤間廣志氏は、（太平洋戦争から復員した父から）「漁協ができ、組合に参加した当時の喜びを幾度となく聞かされました」と証言した。その喜びの基となった、水協法の制定当時の状況を振り返る。

2　束縛された漁民

1943年（昭和18年）の水産業団体法制定により、漁業者の組織は漁業会へと改変させられていた。同法の下、漁業会の人事は地方長官が決めていた。また、組合の自治は全くの自由ではなく、行政官庁が水産業の整備発達に必要だと認めるときは、漁業会に対し事業の施行を命じ、または、会則の変更その他の必要な事項を命ずることができるなど、強い権限を持っていた。

そのため、「封建的な官僚とボス、羽織漁師と高利貸と仕込商人がのさばって、本当にはたらく漁民はその下積となって、あやつり人形のようにあやつられ」（水産庁（1949））るという漁業会もあった。

ところで、漁業会の全国組織である中央水産業会は46年に漁業協同組合法案を公表し、漁民の職能的な協同組合として地域的な漁業協同組合の設立などの構想を示したが、GHQにより閉鎖機関に指定され、47年に解散した。

第1図

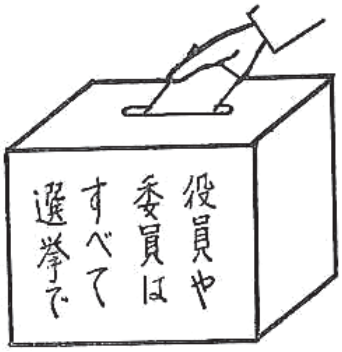

出典　水産庁（1949）、以下同じ

第2図

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

3　自立的な漁民組織のために

一方、水産庁は漁業制度改革のための調査を進め、漁民の意向も踏まえ、働く漁民の組織のための法制化を進めた。このような過程から生み出された水協法(1948年制定)は、一部の階層による漁民団体の支配を無くすため、次の３点が配慮されていた。①職能的な協同組合とするため、組合に加入できるのは漁民に限定した。この漁民とは、漁業を営む個人又は漁業を営む者のために水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する個人である。つまり、乗り子などと呼ばれる漁業従事者の組合運営への参画の機会を開くことが意図されていた、②漁民が自主的に組合を運営できるように組合の設立、地区及び加入、脱退等は自由である、③正組合員は各々一個の役員の選挙権と総会での議決権を持ち、選挙で決められた役員が事業の運営にあたることが定められた(第１図)。なお、行政は、組合の運営に介入できず、公正な運営に必要な限度において監督を行うこととされた。

水協法の施行を受け、漁業会等が中心となり、勉強会などが開催された。また、水産庁は積極的に教育資料(第２図)を作成し、全国に配布するなどの努力を行った。それは、「協同組合の民主化は、決して一片の法令、一年前の協同組合法だけによって達成されるものではない。漁民大衆が本当に組合のしくみ、組合が果して誰によって誰のために運営されているかを認識し、この漁民支配のしくみを打破して自分たちの組織とするのでなければ民主化はされないことは当然である。したがって改革は、漁民にこのしくみを知らせること、漁民が自ら立って闘えるようにすることであり、そのために現体制をゆすぶって漁民に闘い易いように機会を与えることである。」(水産庁経済課編(1950)229頁)との信念が根底にあったからだ。

4　漁業権の管理団体として

前述したように漁協の設立は、自主的であり、加入、脱退が自由となった。しかし、漁協が漁業権の管理団体になる場合、問題があった。例えば、漁業権漁場を利用していながら漁業権を免許された漁協に加入しない漁業者が出現する可能性があった。また、組合員となろうとする者20人が発起人となるといった要件を備えれば、漁協の設立は可能だったので、部落単位の小規模な漁協が設立され、漁場の総合的利用を妨げる恐れもあった。

そのため、水産庁は、「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構」として、海区漁業調整委員会の設置とその権限を詳細に検討したのである。

(注１)水協法に先行する「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」(2015年)では、「認定農業者」や「農協が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者」を理事にする規定が新設された。これに対する意見として、「農協は政府機関でも補助金団体でもない。自治と自立の組織である。そういう組織に対して、農業所得の増大という特定の政策目的(それ自体が偽りだが)で、その役員構成に事細かく介入するのは不当介入である。」(田代(2015))がある。

＜参考文献＞
・水産庁(1949)「水産業協同組合のいろは」
・水産庁経済課編(1950)『漁業制度の改革　新漁業法條文解説』日本経済新聞社
・田代洋一(2015)「“数の力”利用異論を封殺　地域密着の協同を守れ」2018年12月11日アクセス
https://www.jacom.or.jp/nousei/proposal/2015/150911-28047.php

(たぐち　さつき)